

●香川県告示第424号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成26年12月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 長土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 平成26年12月8日
- 3 指定道路の位置 東かがわ市中筋138番3の一部、138番7、138番8、138番13及び138番14
の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.20メートル～4.26メートル及び5.20メートル
延長 68.80メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。